## サービス管理責任者の実務経験要件

<必要な期間>以下のいずれかに該当すること。

- a+b≥5年
- c≥8年
- a+b+c≥3年かつd≥3年
- ※ 1年=365日以上の期間に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

| 期間 | 業務の内容・資格  |     | 業務に従事した事業所等の要件   |
|----|---|-----|--|
| a  | 相談支援業務に従事した期間   | i   | 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 従事者等  |
|    |   | ii  | 児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、精神障害者社<br>会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者等  |
|    |   | iii | 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設<br>及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従事  |
|    |   |     | 者等   |
|    |   |     | ※ 身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む  |
|    |   | iv  | 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活<br>支援センターの従事者等  |
|    |   |     | 特別支援学校等の従事者等   |
|    |   | Vl  | 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者  |
|    |   |     | <ul><li>・ 社会福祉主事任用資格該当者</li><li>・ 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者</li></ul>   |
|    |   |     | ・ 胡同川護貝2級以上に相当りる研修の修丁有 ・ dの国家資格を有する者   |
|    |   |     | ・ 上記の i から v に従事した期間が1年以上ある者   |
| b  | <ul><li>■ 児童指導員(任用資格)</li><li>■ 精神障害者社会復帰指導員(任用資格)</li><li>※ヘルパー2級(初級)を含む</li></ul> | i   | 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従事者等<br>※ 身障厚生、知的厚生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む |
|    |   | ii  | 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者等  |
|    |   |     | ※ 改正前の身障・知的居宅介護、身障デイ、知的デイ、身障厚生・<br>知的厚生・身障療護・身障授産・身障福祉センター・知的授産・通<br>勤寮・福祉ホーム・知的障害児施設・自閉症児施設・盲ろうあ児   |
|    |   |     | 施設・肢体不自由児施設・重心児施設・精神障害者社会復帰施<br>設等を含む  |
|    |   |     | 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者<br>「特例子会社」、障害者雇用調整金の支給を受けた事業所等の従業<br>者  |
|    |   | v   | 特別支援学校等の従業者等<br>※ 小学校・中学校の特別支援学級の従業者を含む  |
| С  | 直接支援業務<br>※ 社会福祉主事任用資格者等に該当し  | bØ  | $i \sim v$   |
|    | ない者が従事した期間  |     |  |
| d  | 士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生  | 士、  | 計護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉<br>言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復<br>:が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間  |
|    | FF、日本小尺二、小尺二人15/11 11 小尺田1  |     | - * ・ ・ * 日 - 中 > 「 コ - 下 A 日 - 下 A A A TO 下 A A C TO A A D L A A A A A A A A A A A A A A A A  |

相談支援業務 ・・・ 身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

直接支援業務 … 身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務(当該訓練等を行う者に対して指導を行う業務を含む)その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間